

コロナ禍における巣ごもり消費の増加やインターネットの普及、高齢化の進展などの時代背景を要因とした消費者被害が発生しています。

今回は、特に、高齢者からの相談が多い「介護保険を使った住宅改修」及び「通信販売」について、気をつけてほしいポイントなどをお伝えします。

介護保険を使った住宅改修にご注意を!!

相談事例

- 自宅で「介護保険を使えば2万円で自宅のリフォーム工事ができる。介護認定の申請手続きも全てこちらが行う」と勧誘を受けた。**役所の人だと思い、悪い話ではないので承諾した。**
- 1か月ぐらいしたころに「介護保険の認定結果はどうでしたか？」と再度訪問があり、**認定がおりたことを話すと、委任状など複数の書類にサインさせられた。**
- 後日、手すりの取付け工事等をしてもらったが、**契約書もなく不審に思い役所に確認すると、勧誘した人は役所とは関係なく、20万円の工事であることがわかった。**
- 介護保険（住宅改修）の限度額に達するような高額な工事は必要なかったため、**契約の解除を申し出たところ、「工事は完了しているので解約はできない」と言われ応じてくれなかった。**



アドバイス

- その場ですぐに契約するのではなく、**工事の必要性についてよく検討したうえで、複数の事業者から見積書を取り、工事内容と金額を確認して下さい。**
- 介護保険での住宅改修の利用限度額は原則20万円です。**不要な工事を行うと、将来本当に改修が必要な時に工事ができなくなります。**
- **役所の職員が住宅改修の訪問勧誘を行うことはありません。**また、トラブルを避けるため、**安易に介護保険被保険者証を見せる(渡す)など、個人情報をお伝えしないように注意して下さい。**
- 訪問による販売で契約書面が交付されていない場合は、**契約してから8日間を過ぎてもクーリング・オフができます(工事が完了していても可能です)。**
- 介護保険による住宅改修は、お住まいの介護保険担当窓口・地域包括支援センターへ相談しましょう。

コロナ禍で利用増加！インターネット通販のトラブルにご注意！

相談事例

インターネットの広告を見て、600円の青汁をお試しのつもりで申し込んだ。しばらくして2回目の発送通知メールが届き、4回の定期購入契約であったとはじめて知った。



アドバイス

「**お試しのつもりで申し込んだら定期購入になっていた**」というトラブルが多発しています。返品・交換、解約のルールなどは、基本的に、契約時のサイトの記載に従うこととなっています。広告や申込画面で見ると、文字が小さいなど、読みづらい表記になっている場合もありますので、**購入する前に、サイト内の購入条件や返品・交換、解約のルールや解約方法についてきちんと確認**してから申し込むようにしましょう。トラブルが生じた場合には、消費生活センターにご相談ください。



その香り困っている人がいるかも？

柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談があります。香りの強さの感じ方には個人差があります。使用量の目安などを参考に、周囲の方にもご配慮いただきながらお使いください。



消費者生活センター

おかしいな、困ったなと思ったら
消費者ホットライン

188(いやや!)

※局番なし

大阪府消費者生活センターからのお知らせ

大阪府消費者フェア 2021

未来のためにいま始めよう、エシカル消費

持続可能でよりよい社会を実現するための、くらしの知恵や、消費生活に関する情報がいっぱい！
未来のために、いま始められる消費行動のヒントを見つけませんか。

配信期間 11月13日(土)～12月6日(月)

アンケートに回答していただく
抽選でプレゼントが当たります！
ぜひご参加ください！



大阪府消費者フェア 2021



消費のサポーター養成講座を実施します

消費のサポーターとは？

地域の高齢者が集まる場などで、消費者トラブルや被害に関する情報提供、啓発などを行うボランティアです。

消費のサポーターに登録するには？

養成講座を2日間受講し、修了テストに合格したうえで、登録申請書兼同意書を提出していただく必要があります。

日時 1日目 12月2日(木)10時20分から16時40分
場所 大阪産業創造館5階 研修室 A・B

2日目 12月9日(木)10時20分から16時40分
大阪府咲洲庁舎41階 共用会議室8

※ウェブ(ZOOMを使用)でも受講できます。

申込方法 受講申請書を以下 URL からダウンロードしてご提出ください。

<http://www.kanshokyo.jp/web/kouza/>

締切 11月19日(金)必着

大阪府消費生活センター ☎06-6616-0888

ホームページ：<https://www.pref.osaka.lg.jp/shouhi/>

大阪市消費者センター ☎06-6614-0999

ホームページ：<https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/>

12 つくる責任
つかう責任



2022年4月1日から
成年年齢が**18歳**に
引き下げられます



消費者生活センター